

京都市保育所条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第 79 号）

（保健福祉局子育て支援部保育課）

京都市室町乳児保育所及び京都市朱雀乳児保育所については、本市が設置し、運営してきたものであり、乳児のみを対象とするものですが、今後は、両施設の設置及び運営を民間事業者に移管し、乳児の時期から幼児の時期までの一貫した効率的かつ効果的な保育を実施することが望ましいため、本市の施設としてのこれらの保育所を廃止することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第79号

京都市保育所条例の一部を改正する条例

京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

別表京都市室町乳児保育所の項及び京都市朱雀乳児保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)